

## 豊中市千里文化センター市民実行委員会設置要綱

### (設置)

第 1 条 豊中市千里文化センターにおける「コラボひろば」及び「屋上庭園」において、市民主体の事業を実施し、その活性化を図るために、豊中市千里文化センター市民実行委員会(以下「市民実行委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 市民実行委員会は、コラボひろば及び屋上庭園における事業を具体に実施する。事業実行委員会は、事業の実施に当たり、その企画、立案、実施の全てを行う。

### (組織)

第 3 条 市民実行委員会は、委員 20 人以内で組織する。

### (任期及び解任)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。

2 委員は、再任することができる。ただし、5 年を超えることはできない。

3 委員は、本人の申し出、または、全委員の二分の一以上の多数の同意をもって解任することができる。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 市民実行委員会に委員長 1 名及び副委員長若干名を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 委員長は、市民実行委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 市民実行委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、市民実行委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 市民実行委員会では、会則を定めるほかその運営について必要な事項は、協議して決定する。

4 会則は、全委員の四分の三以上の多数の同意をもって決定する。

### (委任)

第 7 条 この要綱及び市民実行委員会で決定された事項のほか必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成 21 年 8 月 31 日から実施する。

2 この要綱の実施後最初に委員となる者の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

3 この要綱は、平成 21 年 11 月 4 日から実施する。ただし、第 3 条の規定については、平成 21 年 8 月 28 日から実施する。

- 4 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 この要綱は、平成 25 年 3 月 29 日から実施する。
- 6 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。